

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月九日 教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会

文京区教育委員会規則第十四号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「公民権行使等休暇は、」の下に「職員が、」を加え、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

付 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。